

広島県告示第二百十二号

平成二十一年広島県告示第九百八号（広島県港湾施設管理条例の規定に基づく知事が別に定める一般旅客定期航路事業）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

今治～土生航路	今治	友浦、木浦、岩城、佐島、弓削、生名	土生
			を

今治～土生航路	今治	友浦、木浦、岩城、佐島、弓削、生名	土生
三高～宇品航路	三高	大須	宇品
切串～宇品航路	切串	―	宇品
宇品～小用航路	宇品	プリンスホテル、切串（西沖）	小用

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年七月一日から適用する。